

上尾市告示第 2 6 2 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算における同条第 2 項に規定する資金不足比率を次のとおり公表する。

令和 8 年 8 月 2 7 日

上尾市長 畠 山 稔

会計の名称	資金不足比率
上尾市公共下水道事業会計	—
上尾市水道事業会計	—

備考

- 1 いずれの会計においても、資金不足比率の算定に用いる資金の不足額が生じていないことから、「—」と表示した。
- 2 公営企業の経営の健全化を図るべき基準として地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 9 7 号）第 1 9 条において定められている経営健全化基準は、2 0 . 0 %である。